

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	督促手数料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町後期高齢者医療に関する条例第 5 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町後期高齢者医療に関する条例第 5 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町後期高齢者医療に関する条例 (保険料の督促手数料) 第 5 条 保険料の督促手数料は、督促状一通について、100 円とする。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	延滞金の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町後期高齢者医療に関する条例第 6 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町後期高齢者医療に関する条例第 6 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町後期高齢者医療に関する条例 (延滞金)</p> <p>第 6 条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が 2,000 円以上 (1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) であるときは、当該金額につき年 14.6 パーセント (当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の確定金額に 10 円未満の端数があるとき、又はその全額が 10 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町後期高齢者医療に関する条例第 7 条、第 8 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町後期高齢者医療に関する条例第 7 条、第 8 条、第 9 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町後期高齢者医療に関する条例</p> <p>第 7 条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第 137 条第 2 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料を科する。</p> <p>第 8 条 美郷町は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第 4 章の規定による徴収金 (美郷町が徴収するものに限る。) の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>第 9 条 前 2 条の過料の額は、情状により、美郷町長が定める。</p> <p>2 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日